身近なみどりを　守り育てよう
緑の保全と緑　化の推進

10月は、都市における緑地の保全・創出や都市公園等の整備を推進し、市民参加による緑豊かな美しいまちづくりを展開する「都市緑化月間」です。
市内には、狭山丘陵や柳瀬川沿いなどに広がる樹林や湿地、また、武蔵野の雑木林や屋敷林など、豊かな緑と自然環境が残っています。
市では貴重な緑を保全し未来に伝えるとともに、公園など市街地の緑を創り育てるために、さまざまな緑の施策を推進しています。
※問い合わせ　みどり公園課（☎2998-9196・FAX2998-9153）

緑（樹林地）の現況

武蔵野の雑木林は、昔から農家の暮らしを支える林（ヤマ）として、日ごろからマキや肥料を得るために管理され、美しい姿を保ってきました。しかし、戦後の生活の変化や昭和40年代からの急速な市街地の拡大によって、昭和31年に市域全体で1,944haあった樹林地は、30年後の昭和60年には1,025ha、その約10年後の平成7年には882haまで減少しました。
現在の樹林地面積は約825haで、市域全体の11・5%を占めています。減少傾向は比較的緩やかになっていますが、年間に数ヘクタールが消失し、また、管理が行き届かずに荒廃した樹林が目立っています。

緑地の保全制度

市では、貴重な緑地の保全を図っていくために、所有者のご理解とご協力を得ながら、さまざまな制度により保全に取り組んでいます。市および県の制度により指定された場合は、奨励金や税の優遇措置があります。

■市民の森（市の制度）
樹木によって形成される2ha以上の民有樹林地を土地所有者のご協力を得て譲り受け、市民の憩いの場として、整備した森です。市内4か所（荒幡富士・若狭山の神・若狭地蔵・牛沼市民の森）計約8・1haを指定しています。

■市民緑地（市の制度）
土地所有者との無償契約により、地域の方々の散策などに利用できるように開放している緑地（樹林地）です。現在、久米地区に1か所（久米八幡越市民緑地）約1・5haを指定しています。

■保護地区（市の制度）
民有緑地の保護を図るため、良好な環境を保つ300㎡以上の山林を所有者の同意により指定しています。現在、市内33地区において約47・2haが指定されています。

■保護樹木（市の制度）
街角や境内地、屋敷林などの中に、緑のシンボルとなる樹木があります。市では、樹形が優れている樹木で、高さ10m以上、地上1・2mの高さで幹の周囲が1m以上のものを「保護樹木」として293本指定しています。また、保護樹木の中から特に幹の周囲が3m以上で一般公開が可能な樹木を「巨樹・巨木」として33本認定しています。（平成20年9月現在）

■ふるさとの緑の景観地（県の制度）
武蔵野の面影を残す雑木林や社寺林など、埼玉らしさを感じさせる景観を形成する樹林地の保全を図るため、市内2か所（北中・下富地区）約22・3haが指定されています。

■近郊緑地保全区域（国の制度）
「首都圏近郊整備地帯」にあって無秩序な市街化の恐れがある緑地帯を保全することにより、地域住民の健全な生活環境を確保するため、狭山湖周辺の三ケ島・山口地区を中心に642haが指定されています。

さまざまな　緑の姿と役割

▲砂川遺跡都市緑地（三ケ島）

潤いと憩い
緑には人の心に憩いと安らぎを与え、ストレスを緩和する効果があります。

ヒートアイランドの緩和
市街地の緑は、放射熱の抑制や風の通り道となります。

▲山口菩提樹池（山口）

生物のすみか
緑豊かな自然環境には、樹木や草花に集まる昆虫類とそれを捕食するオオタカやコゲラなどの鳥類、タヌキなどの哺乳類など多くの野生生物が生息しています。

▲鎮守の森（三ケ島）

▲若狭地蔵市民の森（若狭）

防災機能
河川流域や市街地の樹林は、保水効果により降雨による災害を抑制します。また、大規模な火災が発生した場合の防火帯にもなります。

▲ドレミの丘公園（荒幡）

訪ねてみよう身近な緑

▲所沢カルチャーパーク（下新井）

デイキャンプ場、湿地、原っぱ広場、トイレ、駐車場等の施設です。
◎デイキャンプ場の利用は4月1日～11月30日（水曜日休み）の午前9時～午後4時です。利用するには、あらかじめ申請が必要です。
申し込み　みどり公園課（☎2998-9196・FAX2998-9153）

▲荒幡富士市民の森（荒幡）

荒幡富士があり、頂上に登ると晴天の日には市街地はもとより遠く秩父の山々の眺めが楽しめます。また、自然環境が学べる「狭山丘陵いきものふれあいの里センター」（☎・FAX2939-9412）があります。（下山口駅下車徒歩約15分）

所沢市緑の基金

市の出資金と個人や企業・団体からの寄付を積み立て、これまでに約31億2,000万円を緑の保全に活用しています。
（平成20年4月現在：基金残高7億2,637万円）

市民との協働の取り組み

私たちの身の回りの緑は、常に人による管理や手入れが必要です。公共の財産である緑の管理に市民の皆さんと協働で取り組んでいる活動のいくつかをご紹介します。これらの活動に関心のある方、参加したいと思われる方はみどり公園課へお問い合わせください。

■市民参加による雑木林保全管理作業体験

雑木林の保全管理作業の様子

公有地化した雑木林の維持管理を市民の皆さんと協働で行い、あわせて森林への理解を深めていただく体験事業を行っています。作業の内容は、落葉樹林内のシラカシなど常緑樹の伐採や下草刈り、進入した竹の伐採などです。木漏れ日が差すようになった林の中では、さまざまな草花を見ることができます。
保全管理作業体験は、例年12月から3月の間に実施しています。

■公園・緑地の維持・美化活動（アダプトプログラム）

公園は、身近な緑とオープンスペースとして、都市の中に欠くことができない施設です。市では、安全・安心で市民の皆さんに親しまれる公園を目指し、現在209か所の都市公園を整備し、直営と委託により施設の維持管理に努めています。
近年、地域の皆さんの清掃や除草などの美化活動（アダプトプログラム）や自主的な花壇の設置の申し出が増えています。

■花と緑のオアシスづくり推進事業

自治会など地域の皆さんと協働による地域緑化の取り組みとして、道路沿いの民有地や道路や河川の帯状地に草花を植え付け、花と緑の美しいまちづくりを進めています。現在、7行政区13団体に予算の範囲内で草花の苗・球根等を配布し、色とりどりの草花による住環境の向上を図っています。

人と自然が共生する　まちづくりと　みどりの役割

市長　当麻よし子

私たちのまち所沢には、狭山丘陵や武蔵野の雑木林、三富新田などの豊かな緑が広がり、また、狭山湖周辺の湿地や柳瀬川などの河川沿いには水辺の緑が残されています。こうした豊かな緑は、暮らしや心に潤いと安らぎをもたらすとともに、多くの生き物たちの命を育んでいます。
私は、ふるさとの先人たちが大切に守ってこられた緑豊かな自然環境は、市の貴重な資源、財産であると考えています。しかしながら一方で、都市化の進展と社会情勢の変化によりまして、市内の多くの樹林地が消失や荒廃する危機に直面しており、身近な緑の保全と新たな緑の創出は、行政の重要な課題であると受け止めています。
そのために緑の施策といたしまして、貴重な緑地や公園用地の確保を進めるとともに、民有樹林の保全に向けたさまざまな施策を地権者のご協力を得ながら進め、子どもたちの未来へ緑を残し伝えていきます。また、都市公園の整備や市民の皆様との協働による緑化の取り組みなどにより、新たな緑を創り育てていきます。これからも市民の皆様とともに所沢の豊かな緑を守り、育ててまいりたいと考えています。

花と緑のオアシスづくり推進事業に取り組んで

青葉台自治会長　瀬古政一（まさいち）さん

青葉台地区に流れている砂川堀に、雨水対策の都市下水路「せせらぎ水路」が整備され、約650mの区間が地域住民の憩いの場や散策路となっています。住民の間からこの場所に草花を植えたいという声があり、市の進めている「花と緑のオアシスづくり事業」に参加しました。
市から提供されたサルビアやベゴニアなどを会員の皆さんと一緒に植え付け、小さな花に心和みながら散策を楽しんでいます。これからも地域の緑化に協力していきたいと思っています。

身近な公園での花壇づくり

花と緑のボランティア代表
端山伸子さん（緑町在住）

私の住む近所に緑町中央公園という大きな公園があります。公園は、緑が多く住民の憩いの場と言えますが、なかなか公園内の雑草の管理も大変そうです。もっと美しい公園にしたいとみどり公園課に相談し、花壇づくりに取り組むことになりました。
3年前から新所沢ロータリークラブと緑町町内会のボランティアが草花を植え世話をしています。5月には、ミニ鯉のぼりを飾りとても好評でした。10月には、有志の皆さんと牡丹を植える予定です。「皆さんも花壇づくりに参加してみませんか、心よりお待ちしています。」